

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(循環型社会推進課)

一

### 告 示

○飲酒運転根絶重点区域の指定

(地域交通政策課)

一

○昭和六十二年宮城県告示第三百十六号(旅館業法施行条例

に基づく学校及び児童福祉施設に類する施設の指定)の一部

部改正

(食と暮らしの安全推進課)

二

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

五

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業

者)(二件)

(水産林政総務課)

五

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

六

○道路の区域変更

(道路課)

六

○道路の供用開始

(同)

六

○都市計画事業の認可

(都市計画課)

六

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

七

### 教育委員会

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

七

ページ

## 規 則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成十八年宮城県規則第三十七号)の一部を

次のように改正する。

第八条第三項第十一号中「財団法人宮城県環境事業公社」を「公益財団法人宮城県環境事業公社」

に改める。

様式第一号及び様式第二号中「五」を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の規定による様式第一号及び様式第

二号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の産業廃棄物の処理の適正化

等に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

## 告 示

○宮城県告示第八十九号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十六号)第十五条第一項の規定によ

○県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則 七

○高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 八

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 一五

### 正 誤

○宮城県公報第一六六号別冊(令和二年十二月二十二日付け)中 一六

○宮城県公報第二六二号(令和三年十二月十日付け)中 一六

○宮城県公報第二六四号別冊(令和三年十二月十七日付け)中 一七

○宮城県公報第二六六号(令和三年十二月二十四日付け)中 一七

り飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 飲酒運転根絶重点区域                        | 指 定 日      | 指 定期 間                 |
|-----------------------------------|------------|------------------------|
| 仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| 仙台市宮城野区榴岡一丁目、二丁目及び四丁目             | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| 仙台市太白区長町三丁目、五丁目及び七丁目              | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| 仙台市泉区泉中央一丁目                       | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| 石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目             | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| 塩竈市尾島町                            | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| 登米市迫町佐沼字中江一丁目から五丁目まで              | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |
| 大崎市古川北町一丁目、台町及び東町                 | 令和四年二月二十二日 | 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで |

○宮城県告示第九十号

昭和六十二年宮城県告示第三百十六号（旅館業法施行条例に基づく学校及び児童福祉施設に類する施設の指定）の一部を次のように改正し、令和四年二月二十二日から施行する。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号及び第二号の表を次のように改める。

一 青少年教育施設

| 名 称               | 所 在 地            | 設 置 者             |
|-------------------|------------------|-------------------|
| 国立花山青少年自然の家南蔵王野営場 | 白石市福岡深谷字白萩山三十九   | 独立行政法人国立青少年教育振興機構 |
| 国立花山青少年自然の家       | 栗原市花山字本沢沼山六十一番一号 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構 |

|            |                        |     |
|------------|------------------------|-----|
| 大崎市鹿島台学童農園 | 大崎市鹿島台大迫字早坂山六番地        | 大崎市 |
| 松島自然の家     | 東松島市宮戸字二ツ橋一            | 宮城県 |
| 蔵王自然の家     | 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上の原百五十五番一号 | 宮城県 |
| 志津川自然の家    | 本吉郡南三陸町戸倉字阪本八十八番一      | 宮城県 |

二 スポーツ施設

| 名 称           | 所 在 地             | 設 置 者 |
|---------------|-------------------|-------|
| 石巻市総合体育館      | 石巻市泉町三丁目一番六十三号    | 石巻市   |
| 石巻野球場         | 水押三丁目四番一号         | 同     |
| 山下屋内運動場       | 錦町六番一号            | 同     |
| 稲井テニスコート      | 大瓜字鷺巣六十二番         | 同     |
| 石巻市飯野体育研修センター | 飯野字大筒前東一番四十三番地    | 同     |
| 桃生総合センター      | 桃生町城内字東嶺百六十四番地    | 同     |
| 石巻市桃生武道館      | 桃生町中津山字中津山八十二番地   | 同     |
| 石巻市桃生植立山公園    | 桃生町寺崎字外八木六十六番の二地先 | 同     |
| 石巻市にっこりサンパーク  | 北上町十三浜字小田地内       | 同     |
| 牡鹿清崎運動公園      | 鮎川浜清崎山五番地         | 同     |
| 石巻市牡鹿交流センター   | 鮎川浜清崎山七番地         | 同     |
| 雄勝体育施設        | 雄勝町雄勝字伊勢畑地内       | 同     |
| 塩竈市体育館        | 塩竈市今宮町九番一号        | 塩竈市   |
| 塩竈市温水プール      | 字杉ノ入裏三十九番百七十三     | 同     |
| ふれあいエスプ塩竈     | 東玉川町九番一号          | 同     |
| 白石市文化体育活動センター | 白石市鷹巣東二丁目一番一号     | 白石市   |
| 白石市スポーツセンター   | 東町一丁目六番一号         | 同     |
| 名取市民体育館       | 名取市増田字柳田二百五十番     | 名取市   |
| 増田グラウンド       | 増田五丁目五百九十三番       | 同     |
| 名取市箱塚グラウンド    | 手倉田字箱塚屋敷一番四号      | 同     |
| 名取市高館河川グラウンド  | 高館熊野堂地内           | 同     |
| 閑上グラウンド       | 閑上東一丁目十二番一        | 同     |

|                     |                      |      |
|---------------------|----------------------|------|
| 角田市スポーツ交流館          | 角田市枝野字青木百五十五番地二十     | 角田市  |
| 角田市総合体育館            | 同 枝野字青木百五十五番地三十一     | 同    |
| 多賀城市総合体育館           | 多賀城市下馬五丁目九番三号        | 多賀城市 |
| 多賀城市市民プール           | 同 伝上山二丁目六番六号         | 同    |
| 多賀城市市民テニスコート        | 同 鶴ヶ谷一丁目六番一号         | 同    |
| 岩沼市民体育センター          | 岩沼市桜二丁目八番三十号         | 岩沼市  |
| 阿武隈公園グラウンド          | 同 阿武隈一丁目先            | 同    |
| 鍛冶スポーツ公園            | 同 南長谷字鍛冶地内           | 同    |
| 岩沼市総合体育館            | 同 里の杜一丁目一番一号         | 同    |
| 岩沼市陸上競技場            | 同 里の杜一丁目一番四十二号       | 同    |
| 登米総合運動場             | 登米市登米町小島長橋地内         | 登米市  |
| 登米市登米総合体育館          | 同 登米町寺池目子待井十番地       | 同    |
| 登米市登米武道館            | 同 登米町寺池目子待井三百九十一番    | 同    |
| 登米市中田体育センター         | 同 中田町宝江黒沼字新西野百三十六番地二 | 同    |
| 登米市中田球場             | 同 中田町宝江黒沼字畑中百三十八番地十三 | 同    |
| 登米市諏訪公園             | 同 中田町宝江黒沼字浦地内        | 同    |
| 登米市中田総合体育館          | 同 中田町宝江黒沼字浦三十八番地三    | 同    |
| 登米市中田B&G海洋センター(体育館) | 同 中田町宝江黒沼字浦三十八番地五    | 同    |
| 登米市中田B&G海洋センター(艇庫)  | 同 中田町浅水字嶺鍛冶屋百五十七番    | 同    |
| 登米市中津山運動場           | 同 米山町中津山字清水十一番地      | 同    |
| 登米市米山B&G海洋センター(体育館) | 同 米山町中津山字清水十一番地五十    | 同    |
| 登米市米山B&G海洋センター(艇庫)  | 同 米山町字桜岡具待井五百八十一番    | 同    |
| 登米市吉田体育館            | 同 米山町字桜岡上待井二百七十六番    | 同    |
| 登米市吉田運動場            | 同 米山町字桜岡今泉六十八番地      | 同    |
| 登米市米山体育館            | 同 米山町西野字的場百八十一番地     | 同    |
| 登米市石越総合運動公園         | 同 石越町南郷字矢作百二十二番地一    | 同    |

|                   |                   |     |
|-------------------|-------------------|-----|
| 登米市石越体育センター       | 同 石越町南郷字矢作百二十二番地二 | 同   |
| 登米市南方総合運動場        | 同 南方町堤田三十八番地      | 同   |
| 登米市南方武道伝承館        | 同 南方町西山成前十六番地一    | 同   |
| 登米市南方体育センター       | 同 南方町西山成前二十一番地一   | 同   |
| 登米市南方中央運動広場       | 同 南方町新高石浦百三十番地    | 同   |
| 登米市南方定住促進センター     | 同 南方町本郷大嶽百五十五番地   | 同   |
| 登米市津山若者総合体育館      | 同 津山町柳津字黄牛田高畑五十九番 | 同   |
| 登米市津山運動広場         | 同 津山町柳津字黄牛田高畑五十九番 | 同   |
| 津山河川運動場           | 同 津山町柳津字宮下地内      | 同   |
| 登米市民プール           | 同 追町佐沼字江合一丁目六番地一  | 同   |
| 登米市迫体育館           | 同 追町佐沼字中江二丁目六番地一  | 同   |
| 登米市迫武道館           | 同 追町佐沼字八幡一丁目三番地二  | 同   |
| 登米市新田総合運動場        | 同 追町新田字対馬五十四番地一   | 同   |
| 登米市迫B&G海洋センター(艇庫) | 同 追町北方字天形百十四番地二   | 同   |
| 登米市長沼ボート場クラブハウス   | 同 追町北方字天形百十四番地二   | 同   |
| 登米市東和総合運動公園       | 同 東和町錦織字雷神山十五番地三  | 同   |
| 登米市豊里運動公園         | 同 豊里町上屋浦五十一番地二    | 同   |
| 金成健康広場            | 同 栗原市金成大平十三番地三十七  | 栗原市 |
| 大崎市古川総合体育館        | 同 大崎市古川旭四丁目五番二号   | 大崎市 |
| 大崎市古川武道館          | 同 古川旭四丁目五番二号      | 同   |
| 大崎市古川屋内運動場        | 同 古川旭四丁目五番二号      | 同   |
| 大崎市市民プール          | 同 古川福沼一丁目十五番一号    | 同   |
| 大崎市松山体育研修センター     | 同 松山千石字新広岡台七番地    | 同   |
| 大崎市松山B&G海洋センター    | 同 松山千石字新広岡台四十五番地  | 同   |
| 大崎市松山運動場          | 同 松山千石字新広岡台百十番地   | 同   |
| 大崎市松山テニスコート       | 同 松山千石字新広岡台百十番地   | 同   |
| 大崎市松山野球場          | 同 松山千石字新広岡台二百十番地  | 同   |

|                           |   |                    |      |
|---------------------------|---|--------------------|------|
| 大崎市松山体育館                  | 同 | 松山千石字松山三十四番地一      | 同    |
| 大崎市鹿島台瑞・華・翠交流施設(鎌田記念ホール)  | 同 | 鹿島台木間塚字福芦三百三十五番地一  | 同    |
| 大崎市鹿島台瑞・華・翠交流施設(鹿島台中央野球場) | 同 | 鹿島台木間塚字小谷地三百七十一番地三 | 同    |
| 大崎市鹿島台野球場                 | 同 | 鹿島台広長字無清水四番地       | 同    |
| 大崎市三本木野球場                 | 同 | 三本木桑折字沼下二十五番地三     | 同    |
| 大崎市三本木総合体育館               | 同 | 三本木桑折字沼下二十九番地二     | 同    |
| 大崎市岩出山武道館                 | 同 | 岩出山上野目字中川原十四番地一    | 同    |
| 大崎市岩出山テニスコート              | 同 | 岩出山上野目字中川原二十一番地    | 同    |
| 大崎市岩出山体育センター              | 同 | 岩出山上野目字中川原二十一番地    | 同    |
| 大崎市岩出山屋内運動場               | 同 | 岩出山下一栗字蛇王田七十三番地    | 同    |
| 大崎市若出山野球場                 | 同 | 岩出山字木通沢百三十三番地一     | 同    |
| 大崎市一栗体育館                  | 同 | 岩出山池月字下宮道下四番地一     | 同    |
| 大崎市真山屋内運動場                | 同 | 岩出山字上真山下外道十三番地二    | 同    |
| 大崎市鳴子スポーツセンター             | 同 | 鳴子温泉字鷲ノ巣八十五番地二     | 同    |
| 大崎市オニコウベリフレックスセンター        | 同 | 鳴子温泉鬼首字原四十三番地一     | 同    |
| 大崎市田尻総合体育館                | 同 | 田尻沼部字早稲田四十二番地      | 同    |
| 富谷市総合運動公園                 | 同 | 富谷市一ノ関驪合山六番地八      | 同    |
| 西成田コミュニティセンター             | 同 | 西成田郷田一番九十四番地       | 同    |
| 七ヶ宿町総合運動場                 | 同 | 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原地内      | 七ヶ宿町 |
| 村田町民体育館                   | 同 | 柴田郡村田町大字村田字塩内二番地   | 村田町  |
| 巨理町佐藤記念体育館・日就館            | 同 | 巨理郡巨理町旧館六十二番地一     | 巨理町  |
| 巨理町旧館運動場                  | 同 | 旧館地内               | 同    |
| 巨理町吉田体育館                  | 同 | 吉田字大塚百七十二番地        | 同    |
| 巨理町宮前野球場                  | 同 | 吉田字宮前十五番地二         | 同    |
| 巨理町巨理運動場                  | 同 | 字下小路一番地一           | 同    |
| 巨理町B&G海洋センター体育館           | 同 | 逢隈田沢字鈴木堀六番地七       | 同    |
| 巨理町おおくま防災広場               | 同 | 逢隈田沢字早川地内          | 同    |

|                     |   |                     |      |
|---------------------|---|---------------------|------|
| 巨理町荒浜体育館            | 同 | 荒浜字中野三十三番地          | 同    |
| 巨理町B&G海洋センター艇庫      | 同 | 荒浜字鳥の海七番地六          | 同    |
| 山元町町民体育館・町民グラウンド    | 同 | 山元町高瀬字合戦原百番一号       | 山元町  |
| 山元町真庭グラウンド          | 同 | 真庭字原六十五番二号          | 同    |
| 深山山麓少年の森            | 同 | 山寺字新山八十五            | 同    |
| B&G財団松島海洋センター       | 同 | 宮城郡松島町高城字浜一番        | 松島町  |
| 松島町民グラウンド           | 同 | 磯崎字浜地内              | 同    |
| 七ヶ浜町第一スポーツ広場        | 同 | 七ヶ浜町吉田浜字野山一番地の二     | 七ヶ浜町 |
| 七ヶ浜町野球場             | 同 | 吉田浜字野山一番地の二         | 同    |
| 七ヶ浜町テニス・フットサルコート    | 同 | 吉田浜字野山一番地の二         | 同    |
| 七ヶ浜健康スポーツセンターアクアリーナ | 同 | 吉田浜字野山五番地の二         | 同    |
| 七ヶ浜町民プール            | 同 | 吉田浜字野山五番地の九         | 同    |
| 七ヶ浜町武道館             | 同 | 吉田浜字野山五番地の九         | 同    |
| 七ヶ浜町サッカースタジアム       | 同 | 吉田浜字野山五番地の九         | 同    |
| 七ヶ浜町屋内運動場           | 同 | 吉田浜字野山五番地の九         | 同    |
| 七ヶ浜町第二スポーツ広場        | 同 | 吉田浜字野山五番地の三         | 同    |
| 勤労青少年体育施設大和町体育センター  | 同 | 黒川郡大和町吉岡字古館二十五番地の二  | 大和町  |
| 大和町武道館              | 同 | 吉岡字町裏三十二番地          | 同    |
| 大和町総合運動公園           | 同 | 宮床字松倉九十二番地          | 同    |
| 大郷町民体育館             | 同 | 大郷町中村字東浦二十一番        | 大郷町  |
| 大郷町B&G海洋センター        | 同 | 中村字屋鋪六十五番二号         | 同    |
| 大衡村民体育館             | 同 | 大衡村大衡字柵木百四十五番五十     | 大衡村  |
| 大衡村民プール             | 同 | 大衡字柵木百四十五番五十        | 同    |
| 大衡村大森プール            | 同 | 大衡字寺前二十四番一号         | 同    |
| 色麻町町民体育館            | 同 | 加美郡色麻町四電字柵木町百三十二番一号 | 色麻町  |
| 色麻町屋外運動場            | 同 | 四電字柵木町百五十番          | 同    |



|   |                |
|---|----------------|
| 入区の設定<br>で告示された<br>宮城県漁業協<br>同組合の女川<br>町支所の地区<br>のうち尾浦の<br>区域 | するほたて貝<br>等養殖業 |
|---|----------------|

○宮城県告示第九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                    |   |                |  |  |                |
|--------------------|---|----------------|--|--|----------------|
| 加入区<br>の<br>名<br>称 | 区<br>域  | 同意成立の<br>届出年月日 | 発起人の住所及び氏名   | 養殖業の種類   | 区域内特定<br>養殖業者数 |
| 宮城県第<br>百九加入<br>区  | 平成十九年宮<br>城県告示第<br>百十八号（漁<br>業災害補償法<br>に基づき漁業<br>共済に係る加<br>入区の設定に<br>て告示された<br>宮城県漁業協<br>同組合の女川<br>町支所の地区<br>のうち尾浦の<br>区域 | 令和四年二月<br>八日   | 石巻市伊原津一八一<br>三十一<br>鈴木 祐二<br>牡鹿郡女川町竹浦字月<br>浜六一七<br>藤田 清貴 | 漁業災害補償<br>法施行令（昭<br>和三十九年政<br>令第二百九十<br>三号）第十九<br>条の四に規定<br>するほたて貝<br>等養殖業 | 二人             |

○宮城県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
刈田郡蔵王町宮字西堀添大縄場八一の四
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年二月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三四六号
- 三 道路の区域

| 変 更 の 区 間                                 | 変更の<br>前後    |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|---|--------------|--------------|-----------------|-----------------|
|   | 前            | 後            |                 |                 |
| 遠田郡涌谷町涌谷字猿手山一番六四地先から<br>同郡同町涌谷字猿手山一番二地先まで | 一六・七<br>五六・一 | 一四・六<br>五六・一 |                 | 六六・九<br>六六・九    |

○宮城県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年二月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の<br>種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間  | 供用開始年月日              |
|-----------|-------|--|----------------------|
| 県 道       | 石巻鮎川線 | 石巻市十八成浜太田山国有林五一六林班わ小班地<br>先から<br>同市十八成浜太田山国有林五一六林班ろ3小班地<br>先まで | 令和四年<br>三月三日<br>午前七時 |

○宮城県告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備

局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・五号北四番丁大衡線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

宮城県黒川郡大和町吉田字八反田、字八反田上、字八反田中、字八反田東、字新畑中、吉岡字熊野中、字熊野堂下、字熊野上、字南金谷中及び西原並びに同県同郡大衡村大衡字天姓院、字稲荷坂、字道下、字北又、字川原田、字亀岡、字大童、字李師及び字八幡前地内

2 使用の部分

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原並びに同県同郡大衡村大衡字稲荷坂、字道下、字川原田、字亀岡、字李師、字大童及び字八幡前地内

## 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡大郷町中村字原五番一、六番の一部、九番の一部、字北浦三十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

大郷町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 警察無線機（IPR形警察移動無線機）の購入 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和三年十二月十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱電機株式会社東北支社 仙台市青葉区花京院一丁目一番二十号

五 落札金額 一億九千八百六十七万四千百九十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和三年八月二十七日

## 教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十二日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第三号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「とき」の下に「（生徒が在学中に成年に達した場合で、成年に達する日前に保護者であった者が引き続き当該生徒の保証人になるときを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十二日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第四号

宮城県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十三号）の一

部を次のように改正する。

「氏 名 (本人署名又は記名押印)  
 様式第一号及び様式第二号中 保護者住所 氏 名 (本人署名又は記名押印)  
 「氏 名 (本人署名又は記名押印)」

「氏 名 (本人署名又は記名押印)  
 保護者等住所 氏 名 (本人署名又は記名押印)  
 「申請者所屬 (課程, 科, 学年, 組) 氏 名 (本人署名又は記名押印)」

様式第三号及び様式第五号中 保護者住所 氏 名 (本人署名又は記名押印)  
 「申請者 (課程, 科, 学年, 組) 氏 名 (本人署名又は記名押印)」

保護者等住所 氏 名 (本人署名又は記名押印)  
 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和四年二月二十二日 宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号  
 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則  
 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則(平成十六年宮城県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の一及び様式第一号の二中

|       |   |
|-------|---|
| ※ 男・女 | 印 |
|-------|---|

|   |   |
|---|---|
| フリガナ<br>保証人<br>(保護者等・自署押印)<br>(続柄：本人の ) | 印 |
|---|---|

|                          |  |
|--------------------------|--|
| フリガナ<br>保証人<br>(続柄：本人の ) |  |
|--------------------------|--|

「印」を削り、「氏 名」を削り、「印」を

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
|-----|--|

様式第二号中

|      |           |   |
|------|-----------|---|
| 氏 名  | カナ<br>漢 字 | 印 |
| 生年月日 | 年 月 日     | を |

「(20歳未満)」及び「・押

|      |       |
|------|-------|
| フリガナ |       |
| 氏名   | 住所    |
| 生年月日 | 年 月 日 |

に

|      |    |    |   |
|------|----|----|---|
| カナ   | 氏名 | 漢字 | 印 |
| 生年月日 |    |    |   |

を

|      |       |
|------|-------|
| フリガナ |       |
| 氏名   | 住所    |
| 生年月日 | 年 月 日 |

に

|   |    |   |
|---|----|---|
| 旧 | 氏名 | 印 |
|---|----|---|

を

|   |    |    |
|---|----|----|
| 旧 | 氏名 | 住所 |
|---|----|----|

に  
「(20歳未満)」及び「・押印」を

り、「氏名」印 本人との続柄

を

「氏名」印 本人との続柄

に

様式第五号の「中」並びに「を」及び「に」に改め、

|      |    |    |   |    |
|------|----|----|---|----|
| カナ   | 氏名 | 漢字 | 印 | 住所 |
| 生年月日 |    |    |   |    |

を

|      |       |    |
|------|-------|----|
| フリガナ |       | 住所 |
| 氏名   | 印     |    |
| 生年月日 | 年 月 日 |    |

に

|    |     |    |
|----|-----|----|
| 性別 | 男・女 | 本籍 |
|----|-----|----|

を

本籍

に

|      |    |    |   |    |
|------|----|----|---|----|
| カナ   | 氏名 | 漢字 | 印 | 住所 |
| 生年月日 |    |    |   |    |

を

|      |    |
|------|----|
| フリガナ | 住所 |
| 氏名   | 印  |

に  
「(20歳未満)」及び「・押印」

り、「氏名」印

を

「氏名」印

に

様式第五号の「中」

|      |    |    |   |    |
|------|----|----|---|----|
| カナ   | 氏名 | 漢字 | 印 | 住所 |
| 生年月日 |    |    |   |    |

を

|      |       |    |  |
|------|-------|----|--|
| フリガナ |       | 住所 |  |
| 氏名   | 印     | に  |  |
| 生年月日 | 年 月 日 | 住所 |  |

|    |     |    |   |
|----|-----|----|---|
| 性別 | 男・女 | 本籍 | を |
|----|-----|----|---|

|    |   |
|----|---|
| 本籍 | に |
|----|---|

「並びに」を「及び」に

|      |    |
|------|----|
| フリガナ | 住所 |
| 氏名   | 印  |
| 漢字   | 住所 |
| 印    | を  |

|      |    |
|------|----|
| フリガナ | 住所 |
| 氏名   | 印  |
| 印    | 住所 |

に宛て、「(20歳未満)」及び「・押印」

を削り、「氏名」を「印」を

|    |       |
|----|-------|
| 氏名 | に改める。 |
|----|-------|

様式第八号中

|      |    |
|------|----|
| フリガナ | 住所 |
| 氏名   | 印  |
| 漢字   | 住所 |
| 印    | を  |

|      |    |
|------|----|
| フリガナ | 住所 |
| 氏名   | に  |

|   |    |        |        |
|---|----|--------|--------|
| 保証人<br>氏名                                       | 印  |        |        |
| 本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者又は未成年後見人が「下欄」に自署・押印すること。 |    |        |        |
| 氏名  | 印  | 本人との続柄 | 本人の（ ） |
| 住所  | 住所 |        |        |

あ

|                                       |        |        |  |
|---------------------------------------|--------|--------|--|
| 保証人<br>氏名                             | 印      |        |  |
| 本人が未成年者の場合には、親権者又は未成年後見人が「下欄」に自署すること。 |        |        |  |
| 氏名                                    | 本人との続柄 | 本人の（ ） |  |
| 住所                                    | 住所     |        |  |

こがぬ。

様式第二十号

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 氏名   | 漢字   | カタカナ | 住所   |
| 生年月日 | 生年月日 | 生年月日 | 生年月日 |
| 印    |      |      | 住所   |

あ

|            |       |
|------------|-------|
| フリガナ<br>氏名 | 住所    |
| 生年月日       | 年 月 日 |

ひ

|    |    |      |    |
|----|----|------|----|
| 氏名 | 漢字 | カタカナ | 住所 |
| 印  |    |      | 住所 |

あ

|            |    |
|------------|----|
| フリガナ<br>氏名 | 住所 |
| 印          |    |

に「並びに」を「及び」に改め

「(20歳未満)」及び「・押印」を削り、

|    |    |
|----|----|
| 氏名 | 住所 |
| 印  |    |

「氏名」に改める。

|    |
|----|
| 氏名 |
|----|

様式第十一号から様式第十四号までの規定中

|    |      |
|----|------|
| 氏名 | カナ漢字 |
| 印  |      |

を

|      |
|------|
| フリガナ |
| 氏名   |

に改める〔20歳未満〕及び「押印」

を削り、「氏名」印

「氏名」に改める。

様式第十五号の一及び様式第十五号の二中

|     |      |      |    |         |    |    |
|-----|------|------|----|---------|----|----|
| 本人  | 学校名  | 立    | 住所 | 電話番号( ) | 学科 | 年組 |
|     | フリガナ | カナ漢字 |    |         |    |    |
| 保証人 | 氏名   | 印    | 住所 | 電話番号( ) | 学科 | 年組 |

を

|     |      |      |    |         |    |    |
|-----|------|------|----|---------|----|----|
| 本人  | 学校名  | 立    | 住所 | 電話番号( ) | 学科 | 年組 |
|     | フリガナ | カナ漢字 |    |         |    |    |
| 保証人 | 氏名   | 印    | 住所 | 電話番号( ) | 学科 | 年組 |

に改める〔20歳未満〕及び「押印」を削り、

「氏名」印  
 「氏名」に改める。

様式第十五号の三中

|     |                        |    |              |                |
|-----|------------------------|----|--------------|----------------|
| 本人  | 奨学生であったとき<br>在学していた学校名 |    | 卒業(退学)<br>年月 | 年 月<br>(卒業・退学) |
|     | 氏名                     | 住所 |              |                |
| 保証人 | 氏名                     | 住所 | 卒業(退学)<br>年月 | 年 月<br>(卒業・退学) |

「氏名」印  
 「住所」印  
 「氏名」印  
 「住所」印  
 「卒業(退学)年月」印  
 「年 月(卒業・退学)」印

|     |                        |    |              |                |
|-----|------------------------|----|--------------|----------------|
| 本人  | 奨学生であったとき<br>在学していた学校名 |    | 卒業(退学)<br>年月 | 年 月<br>(卒業・退学) |
|     | 氏名                     | 住所 |              |                |
| 保証人 | 氏名                     | 住所 | 卒業(退学)<br>年月 | 年 月<br>(卒業・退学) |

「氏名」印  
 「住所」印  
 「氏名」印  
 「住所」印  
 「卒業(退学)年月」印  
 「年 月(卒業・退学)」印

「住所」に改める、「(20歳未満)」及び「・押印」を削り、

「氏名」印  
 「氏名」に改める。



|            |  |
|------------|--|
| フリガナ<br>氏名 |  |
|------------|--|

シ

|           |           |    |                |
|-----------|-----------|----|----------------|
| 届出人<br>氏名 | カナ        | 住所 | (〒 ) 電話番号( ) - |
|           | 漢字        |    |                |
| 保証人<br>氏名 | 奨学生との続柄   | 住所 | (〒 ) 電話番号( ) - |
|           | 奨学生本人の( ) |    |                |
| 印         |           | 印  |                |

を

|           |           |    |                |
|-----------|-----------|----|----------------|
| 届出人<br>氏名 | フリガナ      | 住所 | (〒 ) 電話番号( ) - |
|           | 奨学生との続柄   |    |                |
| 保証人<br>氏名 | 奨学生本人の( ) | 住所 | (〒 ) 電話番号( ) - |
|           |           |    |                |

に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

第五條第三項中「とき」の下に「生徒が在学中に成年に達した場合で、成年に達する日前に保護

者であつた者が引き続き当該生徒の保証人になるときを除く。」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第一六六号別冊（令和二年十二月二十二日付け）中

ページ

正

誤

|          |          |           |        |          |
|----------|----------|-----------|--------|----------|
| 11,366   | 本<br>540 | 11,930    | 本<br>0 | △564     |
| 8849,802 |          | 9,479,013 |        | △629,211 |

|          |          |           |        |          |
|----------|----------|-----------|--------|----------|
| 11,930   | 本<br>540 | 11,930    | 本<br>0 | 0        |
| 8850,366 |          | 9,479,013 |        | △628,647 |

○宮城県公報第二六二号（令和三年十二月十日付け）中

ページ

正

別表

誤

八

下

行

附 則

この管理規程は、令和三年十二月十日から施行する。

別表

| 施 設         | 管 理 者 が 定 め る 額     |
|-------------|---------------------|
| 大崎広域水道      | 条例別表第一に定める使用料金の額    |
| 仙南・仙塩広域水道   | 条例別表第一に定める使用料金の額    |
| 仙塩工業用水道     | 条例別表第二に定める基本料金の額    |
| 仙台圏工業用水道    | 条例別表第二に定める基本料金の額    |
| 仙台北部工業用水道   | 条例別表第二に定める基本料金の額    |
| 仙塩流域下水道     | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |
| 阿武隈川下流流域下水道 | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |
| 鳴瀬川流域下水道    | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |
| 吉田川流域下水道    | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |

別表

| 施 設         | 管 理 者 が 定 め る 額     |
|-------------|---------------------|
| 大崎広域水道      | 条例別表第一に定める使用料金の額    |
| 仙南・仙塩広域水道   | 条例別表第一に定める使用料金の額    |
| 仙塩工業用水道     | 条例別表第二に定める基本料金の額    |
| 仙台圏工業用水道    | 条例別表第二に定める基本料金の額    |
| 仙台北部工業用水道   | 条例別表第二に定める基本料金の額    |
| 仙塩流域下水道     | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |
| 阿武隈川下流流域下水道 | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |
| 鳴瀬川流域下水道    | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |
| 吉田川流域下水道    | 条例別表第三に定める維持管理負担金の額 |

附 則

この管理規程は、令和三年十二月十日から施行する。

○宮城県公報第二六四号別冊（令和三年十二月十七日付け）中

ページ 正

|           |        |             |
|-----------|--------|-------------|
| 11,366    | 本<br>0 | 307         |
| 8,849,802 |        | △ 2,542,440 |

|             |  |             |  |              |
|-------------|--|-------------|--|--------------|
| 332,735,824 |  | 357,781,868 |  | △ 25,046,044 |
|-------------|--|-------------|--|--------------|

○宮城県公報第二六六号（令和三年十二月二十四日付け）中

ページ 正 誤

五 下 段 行 後ろか  
ら二 「第十七条の十」を「第十七条の十一」

誤

|           |        |             |
|-----------|--------|-------------|
| 11,930    | 本<br>0 | △ 257       |
| 8,850,366 |        | △ 2,543,004 |

|             |  |             |  |               |
|-------------|--|-------------|--|---------------|
| 332,735,524 |  | 357,781,868 |  | △ 324,508,344 |
|-------------|--|-------------|--|---------------|